

## 施設配置について(案) (第 2 回目の資料)

第5回建設検討委員会では、施設配置に関する必要な条件を整理したうえで、施設配置方針をまとめた。

第2回目である今回は、この施設配置方針に基づき、主要な施設のレイアウトを示した想定図を作成し、建設予定地として必要な敷地について、本委員会の考えをまとめる。

## 1. 施設配置方針(再掲)

表 1 主要な施設等の配置方針

主要な施設等	配置方針等
工場棟	① 可燃ごみ処理施設とマテリアルリサイクル推進施設は可燃残さの運搬及び環境学習・啓発機能の動線を考慮した配置とする ② 可燃ごみ処理施設等は水害に対応するため部分盛土、プラットホームの上階設置、ランプウェイ(斜路)等を検討する
管理棟	③ 管理棟は事務室、研修室、会議室等を設ける ④ 管理棟は工場棟と合棟もしくは別棟とする
計量棟	⑤ 搬入車両、一般車両が建設予定地外に滞留しないように、搬入車両(委託)と一般車両の計量を区別し、入口用2台と出口用2台の計量機を設置する
剪定枝資源化施設、ストックヤード	⑥ 剪定枝資源化施設及びストックヤードは、搬入出が効率的に行える位置に配置する
職員用・来場者用駐車場	⑦ 職員、来場者、関係者(構成市町職員、組合議員)や、見学者用大型バス等、必要な車両台数を確保し、管理棟と近接した配置とする
構内道路	⑧ 搬入車両、一般車両が建設予定地外に滞留しないように敷地内の車両動線を十分に確保するとともに、構内道路に滞留車両の待機スペースを設ける
緑地	⑨ 緑化基準を確保するとともに、建設予定地内は可能な限り緑化に努めるものとする
調整池	⑩ 整備する雨水調整池については、深度方向を浅めに設定することで、掘削費用及び維持管理費の低減を図る
その他	⑪ 滞留車両の待機スペースと職員用・来場者用駐車場は、災害廃棄物仮置場としての機能の確保が可能な配置とする
調整事項	⑫ 緑地及び雨水調整池については、必要に応じて多目的に利用できる機能を持たせる ⑬ 今後決定するエネルギー利用方針に応じて必要なスペースについては追記することとする

※本資料より、剪定枝処理施設は剪定枝資源化施設、プラスチック類処理施設はプラスチック類資源化施設に変更しております。

## 2. 主要な施設等の面積と施設配置案

- ① 施設配置方針を踏まえ、主要な施設等に必要な面積を表 2 に整理した。
- ② 可燃ごみ処理施設、マテリアルリサイクル推進施設(粗大・不燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設)、管理棟等の面積はメーカーへのヒアリングを参考に設定した。その他、ストックヤード、職員・来場者用駐車場、構内道路等の面積を設定した結果、主要な施設等の必要面積の合計は約 5.6ha となった。
- ③ 必要面積を踏まえ作成した施設配置イメージ図を別紙 1 に示す。
- ④ 必要面積を踏まえた建設予定地の敷地範囲を図 1 に示す。敷地面積は、敷地の形状やそれぞれの機能の配置、筆界を考慮すると、既存道路及び水路を含み約 5.8ha となる。

表 2 主要な施設等の必要面積

No.	主要な施設等	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
1	可燃ごみ処理施設	3,600	メーカーヒアリングを参考に設定
2	粗大・不燃ごみ処理施設	1,600	メーカーヒアリングを参考に設定
3	プラスチック類資源化施設	1,900	メーカーヒアリングを参考に設定
4	剪定枝資源化施設	1,300	メーカーヒアリングを参考に設定
5	ストックヤード	700	第5回建設検討委員会で示した必要保管面積
6	管理棟	700	メーカーヒアリングを参考に設定
7	職員用・来場者用駐車場	4,000	埼玉中部環境センターの既存駐車台数などを参考に設定(組合作用約30台、委託業者用約50台、見学者・傍聴用約20台、計約100台、大型バス4台)
8	構内道路	15,000	・渋滞回避を目的に、計量棟までの距離を十分に確保するため、現施設を参考に搬入車両2車線、搬出車両2車線を400mと設定(400m×4.5m×4車線=7,200m <sup>2</sup> ) ・建物合計面積の周囲に10m道路を配置(4,400m <sup>2</sup> ) ・計量棟通過後は、収集車両や一般車両が安全かつ支障なく通行できる車線(6m~10m程度)を確保(150m×3車線×6m=2,700m <sup>2</sup> )
9	付け替え道水路分	2,700	建設予定地内の既存道水路の外周への付け替えを想定した面積
10	車両待機スペース	500	滞留車両の待機スペースとして約500m <sup>2</sup> を確保する。
11	調整池等	10,000	調整池の容量については、建設区域内の降雨を適切に処理するため、現状を踏まえたうえでの必要な容量(約11,000m <sup>3</sup> )を確保する。また、関係団体等の協議によりエネルギー利用等に資する敷地が必要となった場合は、上記の容積を確保しつつ、調整池等のエリアの一部に必要な敷地の確保を検討する。
12	緑地	14,000	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に示す緑化基準(緑化面積・敷地面積×25%以上)を確保する。
合計		56,000	5.6ha

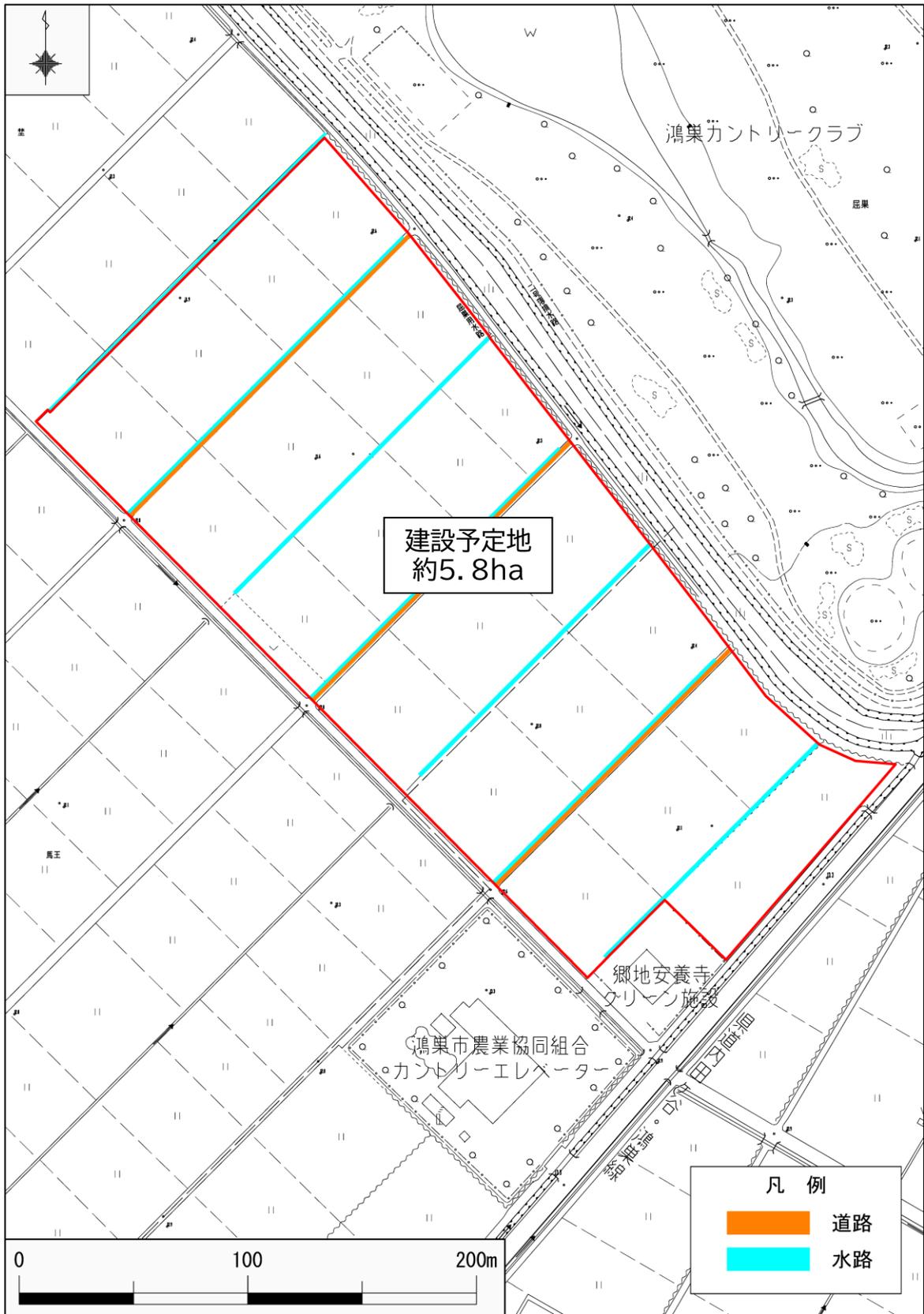


図 1 建設予定地の敷地範囲

以上



### 施設配置イメージ図

- ・このイメージ図は、それぞれの機能を配置したときの全体敷地規模を検討するためのものです。
- ・施設の詳細な配置等は、事業者選定後に作成する実施設計により確定します。
- ・出入口の道路条件や調整池等については、関係団体等との協議により、今後詳細を決定します。

